

○国土交通省告示第三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十七年一月十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰地内から鹿屋市串良町細山田字立小野堀地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰並びに志布志町安楽字見帰、字宮ノ上、字下堀、字坂上、字下原、字八ヶ代、字勢園、字三郎丸、字水神松、字小牧及び字稲荷地内

鹿児島県志布志市有明町野井倉字次五、字甚堀、字上苑上、字鎌迫、字木森、字田尾、字山元及び字田尾下並びに有明町蓬原字中牟田及び字春日堀地内

鹿児島県曾於郡大崎町菱田字上正坂下、字宇都口、字実吉堀、字家戸原及び字境添、井俣字平良上、字平良宇都、字平田、字六反田、字坂上、字宮脇、字十二輪及び字堂園堀、假宿字五郎城牧、字岩永堀、字荒園及び字天ヶ城、岡別府字天ヶ城、永吉字徳ヶ久保、字天神、字牧山、字鳥首、字柵木段及び字木屋堀並びに持留字尾ノ鼻沖、字渡ヶ迫、字尾ノ鼻及び字茶木地内

鹿児島県鹿屋市串良町細山田字七五迫、字内山、字高附、字大門口、字小牧、字水洗、字川久保、字佛川、字丸尾後、字下別府、字北原ノ上、字町田堀、字井料、字牧山、字新堀込、字田原迫ノ上、字梨木、字長堀、字下田原迫、字田原迫及び字立小野堀地内

2 使用の部分 鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰並びに志布志町安楽字見帰、字宮ノ上、字下堀、字坂上、字下原、字八ヶ代、字勢園、字三郎丸、字水神松、字小牧及び字稲荷地内

鹿児島県志布志市有明町野井倉字次五、字甚堀、字上苑上、字鎌迫、字木森、字田尾、字山元及び字田尾下並びに有明町蓬原字中牟田及び字春日堀地内

鹿児島県曾於郡大崎町菱田字上正坂下、字宇都口、字実吉堀、字家戸原及び字境添、井俣字平良上、字平良宇都、字平田、字六反田、字坂上、字宮脇及び字堂園堀、假宿字五郎城牧、字荒園及び字天ヶ城、永吉字徳ヶ久保、字天神、字牧山、字柵木段及び字木屋堀並びに持留字尾ノ鼻沖、字渡ヶ迫及び字尾ノ鼻地内

鹿児島県鹿屋市串良町細山田字小牧、字水洗、字川久保、字佛川、字丸尾後、字

下別府、字北原ノ上、字町田堀、字上ノ鼻、字井料、字牧山、字新堀込、字田原迫ノ上、字長堀、字下田原迫、字田原迫及び字立小野堀地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰地内の志布志インターチェンジ（仮称）から鹿屋市串良町細山田字立小野堀地内の鹿屋串良ジャンクションまでの延長約19.2kmの区間（以下「本件区間」という。）における「高速自動車国道東九州自動車道新設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「高速自動車国道東九州自動車道新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

本体事業の施行に伴う附帯工事として行う仮橋及び工事用道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道東九州自動車道（以下「本路線」という。）は、北九州市を起点とし、大分市、宮崎市等を経由して鹿児島市に至る延長約436kmの路線である。

本路線が通過する鹿児島県志布志市には、九州南部地域における物流拠点であり、

港湾法（昭和25年法律第218号）による重要港湾として定められている志布志港が存するとともに、物流等を担う主要幹線道路として本件区間とおおむね並行する一般国道220号及び主要地方道志布志福山線（以下これらを「現道」という。）が存する。本件区間にある曾於郡大崎町や鹿屋市等は畜産業が盛んな地域であり、畜産業に必要な配合飼料の主材料であるとうもろこしが、志布志港から主に現道を介してこれらの地域に陸送されている。また、曾於郡大崎町や鹿屋市はだいこん、ピーマンの主要な産地であるなど農業が盛んな地域であり、収穫されたこれらの農産物は主に一般国道220号を介し、志布志港を経由して大阪方面等へ出荷されている。

以上のように現道は、物流等による通過交通に広く利用されるとともに、地域住民による地域内交通を担っていることから、一部区間において交通混雑が発生している状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、一般国道220号の自動車交通量は志布志市志布志町安楽で13,499台/日であり、混雑度は1.26となっており、主要地方道志布志福山線の自動車交通量は曾於市大隅町伊崎田地区で9,718台/日であり、混雑度は1.30となっている。また、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径、最急縦断勾配及び道路幅員を満たさない区間も存在する。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続することで、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と連絡し、鹿児島県志布志市、曾於郡大崎町及び鹿屋市と鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保により利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通を分担することで、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である鹿児島県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年10月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成26年7月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、コアジサシ、ハ

ネビロエゾトンボ、コガタノゲンゴロウ、ミズスマシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているゴマクサ及びオナモミその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。これらについて本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は軽微とされている。

加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺で学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が21箇所存在するが、このうち4箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る17箇所についても鹿児島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、鹿児島県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成8年11月22日に都市計画決定され平成25年12月20日に変更決定された都市計画と、車線数及びのり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本体事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、施行箇所の決定に当たっては、都市計画決定された区域の範囲内において、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案されたものであり、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、志布志市、曾於郡大崎町及び鹿屋市と鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生していることなどから、出来るだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、鹿屋市長を会長とする東九州自動車道鹿児島・宮崎建設促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鹿児島県志布志市役所、同県曾於郡大崎町役場及び鹿屋市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰並びに志布志町安楽字見帰、字宮ノ上、字下堀、字坂上、字下原、字八ヶ代、字勢園、字三郎丸、字水神松、字小牧及び字稲荷地内

鹿児島県志布志市有明町野井倉字次五、字甚堀、字上苑上、字鎌迫、字木森、字田尾、字山元及び字田尾下並びに有明町蓬原字中牟田及び字春日堀地内

鹿児島県曾於郡大崎町菱田字上正坂下、字宇都口、字実吉堀、字家戸原及び字境添並びに井俣字平良上、字平良宇都、字平田、字六反田、字坂上及び字宮脇地内